

法令：専利行政法執行弁法（草案意見募集稿）新旧 対照表

2015年1月27日発表

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

「専利行政法執行弁法」改正前後条項対照表

現行条項	改正後条項（建議）
<p style="text-align: center;">第一章 総 則</p> <p>第一条 専利行政法執行行為の規範化を図り、専利権者及び社会公衆の合法的權益を保護し、社会主義市場經濟秩序を守るため、「中華人民共和国専利法」、「中華人民共和国専利法実施細則」及びその他の関連法律法規に基づいて、本弁法を制定する。</p>	<p style="text-align: center;">第一章 総 則</p> <p>第一条 法による行政を深く推進し、専利行政法執行行為の規範化を図り、専利権者及び社会公衆の合法的權益を保護し、社会主義市場經濟秩序を守るため、「中華人民共和国専利法」、「中華人民共和国専利法実施細則」及びその他の関連法律法規に基づいて、本弁法を制定する。</p>
<p>第二条 専利業務管理部門が専利権侵害紛争の処理、専利紛争の調停及び専利詐称行為の取締りといった専利行政法執行を行う場合に、本弁法を適用する。</p>	<p>第二条 専利業務管理部門が専利権侵害紛争の処理、専利紛争の調停及び専利詐称行為の取締りといった専利行政法執行を行う場合に、本弁法を適用する。</p>
<p>第三条 専利業務管理部門は専利権侵害紛争を処理するとき、事実に依拠し、法律に基準として、「公正、適時」という原則に従わなければならない。</p> <p>専利業務管理部門は専利紛争を調停するとき、「自由意志、合法的」という原則に従い、事実及び是非を明らかにする上、当事者が相互理解し、調停協議に合意するように仕向けなければならない。</p> <p>専利業務管理部門は専利詐称行為を取締るとき、事実に依拠し、法律に基準として、「公正、公開」という原則に従わなければならない。与える行政処罰は違法行為の事実、性質、経緯及び社会への危害に相当するものでなければならない。</p>	<p>第三条 専利業務管理部門は専利権侵害紛争を処理するとき、事実に依拠し、法律に基準として、「公正、適時」という原則に従わなければならない。</p> <p>専利業務管理部門は専利紛争を調停するとき、「自由意志、合法的」という原則に従い、事実及び是非を明らかにする上、当事者が相互理解し、調停協議に合意するように仕向けなければならない。</p> <p>専利業務管理部門は専利詐称行為を取締るとき、事実に依拠し、法律に基準として、「公正、公開」という原則に従わなければならない。与える行政処罰は違法行為の事実、性質、経緯及び社会への危害に相当するものでなければならない。</p>

<p>第四条 専利業務管理部門は専門機構を設け、又は専任の執行官を割り当て、専利行政法執行を行わなければならない。</p> <p>案件を引き受けた執行官は国家知識産権局又は省、自治区、直轄市人民政府により発行した専利行政法執行証書を持っていなければならない。公務を執行する時に、きちんとした服装をしなければならない。</p>	<p>第四条 専利業務管理部門は行政法執行力の構築を強化し、行政法執行官の資格管理を厳格にし、行政法執行責任制を実行し、専利行政法執行を規範化しなければならない。</p> <p>専利行政法執行官は国家知識産権局又は省、自治区、直轄市人民政府により発行した行政法執行証書を持っていなければならない。専利行政法執行官は公務を執行する時に、きちんとした服装をしなければならない。</p>
<p>第五条 重大な影響を及ぼす専利権侵害紛争案件、専利詐称案件については、国家知識産権局は必要な場合に、関連する専利業務管理部門を組織して処理、取締りをさせることができる。</p> <p>行為発生地が2つ以上の省、自治区、直轄市に跨る重大案件については、関連する省、自治区、直轄市の専利業務管理部門は、国家知識産権局に報告してその処理又は取締りを申請することができる。</p> <p>専利業務管理部門が専利行政法執行の展開において処理しにくい問題に遭った場合、国家知識産権局は必要な指導と支持を与えなければならない。</p>	<p>第五条 重大な影響を及ぼす専利権侵害紛争案件、専利詐称案件については、国家知識産権局は必要な場合に、関連する専利業務管理部門を組織して処理、取締りをさせることができる。</p> <p>行為発生地が2つ以上の省、自治区、直轄市に跨る重大案件については、関連する省、自治区、直轄市の専利業務管理部門は、国家知識産権局に報告してその処理又は取締りを申請することができる。</p> <p>専利業務管理部門が専利行政法執行の展開において処理しにくい問題に遭った場合、国家知識産権局は必要な指導と支持を与えなければならない。</p>
<p>第六条 専利業務管理部門は当地の実情に基づいて、市、県クラスの人民政府が設立した実際の処理能力をもつ専利業務管理部門に、専利詐称行為の取締り、専利紛争の調停を委託することができる。</p> <p>委託者は受託者による専利詐称の取締り及び専利紛争の調停を監督、指導し、かつ法的責任を負わなければならない。</p>	<p>第六条 専利業務管理部門は当地の実情に基づいて、市、県クラスの人民政府が設立した実際の処理能力をもつ専利業務管理部門に、専利詐称行為の取締り、専利紛争の調停を委託することができる。</p> <p>委託者は受託者による専利詐称の取締り及び専利紛争の調停を監督、指導し、かつ法的責任を負わなければならない。</p>
<p>第七条 専利業務管理部門が任命し派遣した執行官は当事者と直接的な利害関係がある場合、忌避すべきである、当事者は当該執行官の忌避を申立てることができる。当事者が忌避申立を提出する場</p>	<p>第七条 専利業務管理部門が任命し派遣した専利行政法執行官は当事者と直接的な利害関係がある場合、忌避すべきである、当事者は当該専利行政法執行官の忌避を申立てることができる。当事者が</p>

<p>合、その理由を説明しなければならない。</p> <p>執行官の忌避については、専利業務管理部門の責任者が決定する。忌避するかどうかは決定されるまでは、忌避を申立てられた執行官が本事案への関与を一時中止しなければならない。</p>	<p>忌避申立を提出する場合、その理由を説明しなければならない。</p> <p>専利行政法執行官の忌避については、専利業務管理部門の責任者が決定する。忌避するかどうかは決定されるまでは、忌避を申立てられた執行官が本事案への関与を一時中止しなければならない。</p>
	<p>第八条 専利業務管理部門は、電子商取引分野における行政法執行を強化し、電子商取引プラットフォームにおける専利権侵害紛争を速やかに調停・処理し、専利詐称行為を適時に摘発しなければならない。</p>
	<p>第九条 専利業務管理部門は、行政法執行の情報化建設と情報共有化を強化しなければならない。</p>
<p>第二章 専利権侵害紛争の処理</p> <p>第八条 専利業務管理部門に専利権侵害紛争の処理を請求する場合、以下の条件に合致しなければならない。</p> <p>(一) 請求者は専利権者又は利害関係者であること。</p> <p>(二) 明確な被請求者があること。</p> <p>(三) 明確な請求内容と具体的な事実、理由があること。</p> <p>(四) 案件を受理する専利業務管理部門の案件受理及び管轄の範囲に属すること。</p> <p>(五) 当事者が当該専利権侵害紛争について人民法院に提訴していないこと。</p> <p>第(一)項でいう利害関係者は専利実施許諾契約における被許諾者、専利権者の合法的継承者を含む。専利実施許諾契約における被許諾者の中に、独占実施許諾契約における被許諾者は独自で請求を提出することができ、排他的実施許諾契約における被許諾者は、専利権者が請求しない前提で、独自で請求を提出することができる。契約に格別な規定がない限</p>	<p>第二章 専利権侵害紛争の処理</p> <p>第十条 専利業務管理部門に専利権侵害紛争の処理を請求する場合、以下の条件に合致しなければならない。</p> <p>(一) 請求者は専利権者又は利害関係者であること。</p> <p>(二) 明確な被請求者があること。</p> <p>(三) 明確な請求内容と具体的な事実、理由があること。</p> <p>(四) 案件を受理する専利業務管理部門の案件受理及び管轄の範囲に属すること。</p> <p>(五) 当事者が当該専利権侵害紛争について人民法院に提訴していないこと。</p> <p>第(一)項でいう利害関係者は専利実施許諾契約における被許諾者、専利権者の合法的継承者を含む。専利実施許諾契約における被許諾者の中に、独占実施許諾契約における被許諾者は独自で請求を提出することができ、排他的実施許諾契約における被許諾者は、専利権者が請求しない前提で、独自で請求を提出することができる。契約に格別な規定がない限</p>

<p>り、通常実施許諾契約における被許諾者は独自で請求を提出することができない。</p>	<p>り、通常実施許諾契約における被許諾者は独自で請求を提出することができない。</p>
<p>第九条 専利業務管理部門に専利権侵害紛争の処理を請求する場合、請求書及び下記の証明資料を提出しなければならない。</p> <p>(一) 主体資格証明。即ち個人の場合は、住民身分証明書又はその他の有効身分証明書を、団体の場合は、有効な営業許可証又はその他の主体資格証明書の副本及び法定代表者又は主要責任者の身分証明書を提出しなければならない。</p> <p>(二) 専利権有効証明。即ち専利原簿の副本、又は専利証書とその年の専利料納付領収書。</p> <p>専利権侵害紛争が実用新案又は意匠に係わる場合、専利業務管理部門は請求者に対して国家知識産権局が発行した専利権評価報告（実用新案検索報告）の提出を求めることができる。</p> <p>請求者は被請求者の人数に応じて請求書の副本及び関連証拠を提出しなければならない。</p>	<p>第十一条 専利業務管理部門に専利権侵害紛争の処理を請求する場合、請求書及び下記の証明資料を提出しなければならない。</p> <p>(一) 主体資格証明。即ち個人の場合は、住民身分証明書又はその他の有効身分証明書を、団体の場合は、有効な営業許可証又はその他の主体資格証明書の副本及び法定代表者又は主要責任者の身分証明書を提出しなければならない。</p> <p>(二) 専利権有効証明。即ち専利原簿の副本、又は専利証書とその年の専利料納付領収書。</p> <p>専利権侵害紛争が実用新案又は意匠に係わる場合、専利業務管理部門は請求者に対して国家知識産権局が発行した専利権評価報告（実用新案検索報告）の提出を求めることができる。</p> <p>請求者は被請求者の人数に応じて請求書の副本及び関連証拠を提出しなければならない。</p>
<p>第十条 請求書には下記の内容を記載しなければならない。</p> <p>(一) 請求者の氏名又は名称、住所、法定代表者又は主要責任者の氏名、職務、代理人に委託する場合、代理人の氏名と代理機構の名称、住所。</p> <p>(二) 被請求者の氏名又は名称、住所。</p> <p>(三) 処理請求の内容及び事実と理由。</p> <p>関連の証拠と証明資料は請求書の添付書類として提出することができる。</p> <p>請求書は請求者により署名又は押印されなければならない。</p>	<p>第十二条 請求書には下記の内容を記載しなければならない。</p> <p>(一) 請求者の氏名又は名称、住所、法定代表者又は主要責任者の氏名、職務、代理人に委託する場合、代理人の氏名と代理機構の名称、住所。</p> <p>(二) 被請求者の氏名又は名称、住所。</p> <p>(三) 処理請求の内容及び事実と理由。</p> <p>関連の証拠と証明資料は請求書の添付書類として提出することができる。</p> <p>請求書は請求者により署名又は押印されなければならない。</p>
<p>第十一条 請求が本弁法第八条の規定に適用する場合、専利業務管理部門は請求書を受取った日から5営業日以内に立件し、そして請求者に通知する上、当専利権侵</p>	<p>第十三条 請求が本弁法第十条の規定に適用する場合、専利業務管理部門は請求書を受取った日から5営業日以内に立件し、そして請求者に通知する上、当専利権侵</p>

<p>害紛争を処理するために3名又は3名以上の奇数の執行官を指定する。請求が本弁法第八条の規定に合わない場合、専利業務管理部門は請求書を受取った日から5営業日以内に、請求者に受理しない旨を通知し、かつその理由を説明する。</p>	<p>害紛争を処理するために3名又は3名以上の奇数の専利行政法執行官を指定する。請求が本弁法第十条の規定に合わない場合、専利業務管理部門は請求書を受取った日から5営業日以内に、請求者に受理しない旨を通知し、かつその理由を説明する。</p>
<p>第十二条 専利業務管理部門は立件日から5営業日以内に請求書及びその添付書類の副本を被請求者に送達しなければならず、被請求者が受取った日から15日以内に答弁書を提出し、かつ請求者の人数に応じて答弁書の副本を提供するよう要求する。被請求者が期限を過ぎても答弁書を提出しない場合、専利業務管理部門の処理には影響しない。</p> <p>被請求者が答弁書を提出した場合、専利業務管理部門は受取った日から5営業日以内に答弁書の副本を請求者に送達する。</p>	<p>第十四条 専利業務管理部門は立件日から5営業日以内に請求書及びその添付書類の副本を被請求者に送達しなければならず、被請求者が受取った日から10日以内に答弁書を提出し、かつ請求者の人数に応じて答弁書の副本を提供するよう要求する。被請求者が期限を過ぎても答弁書を提出しない場合、専利業務管理部門の処理には影響しない。</p> <p>被請求者が答弁書を提出した場合、専利業務管理部門は受取った日から5営業日以内に答弁書の副本を請求者に送達する。</p>
<p>第十三条 専利業務管理部門は専利権侵害紛争を処理するとき、当事者の意志に基づいて調停を行うことができる。当事者双方が合意した場合、専利業務管理部門は調停協議書を作成し、公印を押す上、当事者双方に署名又は押印してもらう。調停が成立しない場合、適時に処理決定を下さなければならない。</p>	<p>第十五条 専利業務管理部門は専利権侵害紛争を処理するとき、当事者の意志に基づいて調停を行うことができる。当事者双方が合意した場合、専利業務管理部門は調停協議書を作成し、公印を押す上、当事者双方に署名又は押印してもらう。調停が成立しない場合、適時に処理決定を下さなければならない。</p>
<p>第十四条 専利業務管理部門は専利権侵害紛争を処理するとき、案件状況により口頭審理を行なうかどうかを決定することができる。専利業務管理部門は口頭審理を行なうと決定した場合、口頭審理より少なくとも3営業日前に、口頭審理の時間と場所を当事者に知らせなければならない。当事者は正当な理由なく出席を拒否した場合、又は許可を得ずに途中で退席した場合、請求者なら請求の取り下げ、被請求者なら欠席と見なす。</p>	<p>第十六条 専利業務管理部門は専利権侵害紛争を処理するとき、案件状況により口頭審理を行なうかどうかを決定することができる。専利業務管理部門は口頭審理を行なうと決定した場合、口頭審理より少なくとも3営業日前に、口頭審理の時間と場所を当事者に知らせなければならない。当事者は正当な理由なく出席を拒否した場合、又は許可を得ずに途中で退席した場合、請求者なら請求の取り下げ、被請求者なら欠席と見なす。</p>
<p>第十五条 専利業務管理部門は口頭審理を行なう場合、口頭審理の参加者と審理要点を記録書に記載しなければならない</p>	<p>第十七条 専利業務管理部門は口頭審理を行なう場合、口頭審理の参加者と審理要点を記録書に記載しなければならない</p>

<p>い。間違いないと確認した後、執行官と参加者が署名又は押印する。</p>	<p>い。間違いないと確認した後、専利行政法執行官と参加者が署名又は押印する。</p>
<p>第十六条 専利法第五十九条第一項に定めた「発明又は実用新案の専利権の保護範囲はその権利要求の内容を基準とする」とは、専利権の保護範囲はその権利要求に記載された技術特徴が確定した範囲を基準とすることをいい、記載された技術特徴と同等な特徴が確定した範囲をも含む。同等な特徴とは、記載された技術特徴と基本的に同等な手段で、基本的に同等な機能を実現し、基本的に同等な効果を達成し、かつ所属分野の当業者なら創造的な活動をせずに思いつくことができる特徴のことを指す。</p>	<p>第十八条 専利法第五十九条第一項に定めた「発明又は実用新案の専利権の保護範囲はその権利要求の内容を基準とする」とは、専利権の保護範囲はその権利要求に記載された技術特徴が確定した範囲を基準とすることをいい、記載された技術特徴と同等な特徴が確定した範囲をも含む。同等な特徴とは、記載された技術特徴と基本的に同等な手段で、基本的に同等な機能を実現し、基本的に同等な効果を達成し、かつ所属分野の当業者なら創造的な活動をせずに思いつくことができる特徴のことを指す。</p>
<p>第十七条 調停協議に合意し、又は請求者が請求を取り下げた場合を除き、専利業務管理部門は専利権侵害紛争を処理するとき、以下の内容を明記した処理決定書を作成しなければならない。</p> <p>(一) 当事者の氏名又は名称、住所。</p> <p>(二) 当事者の陳述した事実と理由。</p> <p>(三) 権利侵害行為が成立するかどうかを認定する理由と根拠。</p> <p>(四) 処理決定で侵害行為が成立し、即時に侵害行為を停止することを権利侵害者に命じる必要があると認定した場合、被請求者に即時停止を命じる侵害行為の種類、対象と範囲を明記しなければならない。侵害行為が成立しないと認定する場合、請求者の請求を却下しなければならない。</p> <p>(五) 処理決定を不服として行政訴訟を提起するルートと期限。</p> <p>処理決定書には専利業務管理部門の公印を押さなければならない。</p>	<p>第十九条 調停協議に合意し、又は請求者が請求を取り下げた場合を除き、専利業務管理部門は専利権侵害紛争を処理するとき、以下の内容を明記した処理決定書を作成しなければならない。</p> <p>(一) 当事者の氏名又は名称、住所。</p> <p>(二) 当事者の陳述した事実と理由。</p> <p>(三) 権利侵害行為が成立するかどうかを認定する理由と根拠。</p> <p>(四) 処理決定で侵害行為が成立し、即時に侵害行為を停止することを権利侵害者に命じる必要があると認定した場合、被請求者に即時停止を命じる侵害行為の種類、対象と範囲を明記しなければならない。侵害行為が成立しないと認定する場合、請求者の請求を却下しなければならない。</p> <p>(五) 処理決定を不服として行政訴訟を提起するルートと期限。</p> <p>処理決定書には専利業務管理部門の公印を押さなければならない。</p>
<p>第十八条 専利業務管理部門又は人民法院が、権利侵害が成立していると認定する上侵害行為の即時停止を権利侵害者に命じる処理決定又は判決を出した後、被請求者が同一専利権に対して再度同一種類の侵害行為を行い、専利権者又は利</p>	<p>第二十条 専利業務管理部門又は人民法院が、権利侵害が成立していると認定する上侵害行為の即時停止を権利侵害者に命じる処理決定又は判決を出した後、被請求者が同一専利権に対して再度同一種類の侵害行為を行い、専利権者又は利</p>

<p>害関係者が処理を請求する場合、専利業務管理部門は侵害行為の即時停止を命じる処理決定を直接的に出すことができる。</p>	<p>害関係者が処理を請求する場合、専利業務管理部門は侵害行為の即時停止を命じる処理決定を直接的に出すことができる。</p>
<p>第十九条 専利業務管理部門が専利権侵害紛争を処理するとき、立件した日から4ヶ月以内に案件に結末をつけないといけない。案件が特に複雑で期間を延長する必要がある場合、専利業務管理部門の責任者の承認を得なければならない。承認を経て延長された期間は、1ヶ月を超えないものとする。</p> <p>案件の処理過程における公告、鑑定、中止等の時間は前項に記載された案件の処理期間に算入しない。</p>	<p>第二十一条 専利業務管理部門が発明又は実用新案専利権侵害紛争を処理するとき、立件した日から3ヶ月以内に案件に結末をつけないといけない。意匠専利権侵害紛争を処理するとき、立件した日から2ヶ月以内に案件に結末をつけないといけない。案件が特に複雑で期間を延長する必要がある場合、専利業務管理部門の責任者の承認を得なければならない。承認を経て延長された期間は、1ヶ月を超えないものとする。</p> <p>案件の処理過程における公告、鑑定、中止等の時間は前項に記載された案件の処理期間に算入しない。</p>
<p>第三章 専利紛争の調停</p> <p>第二十条 専利業務管理部門に専利紛争の調停を請求する場合、請求書を提出しなければならない。</p> <p>請求書には以下の内容を記載しなければならない。</p> <p>(一) 請求者の氏名又は名称、住所、法定代表者又は主要責任者の氏名、職務。代理人に委託する場合、代理人の氏名と代理機構の名称、住所。</p> <p>(二) 被請求者の氏名又は名称、住所。</p> <p>(三) 調停請求の具体的な内容と理由。</p> <p>専利権侵害の損害賠償金額のみについて調停を請求する場合、関係の専利業務管理部門が下した、権利侵害行為の成立を認定した処理決定書の副本を提出しなければならない。</p>	<p>第三章 専利紛争の調停</p> <p>第二十二条 専利業務管理部門に専利紛争の調停を請求する場合、請求書を提出しなければならない。</p> <p>請求書には以下の内容を記載しなければならない。</p> <p>(一) 請求者の氏名又は名称、住所、法定代表者又は主要責任者の氏名、職務。代理人に委託する場合、代理人の氏名と代理機構の名称、住所。</p> <p>(二) 被請求者の氏名又は名称、住所。</p> <p>(三) 調停請求の具体的な内容と理由。</p> <p>専利権侵害の損害賠償金額のみについて調停を請求する場合、関係の専利業務管理部門が下した、権利侵害行為の成立を認定した処理決定書の副本を提出しなければならない。</p>
<p>第二十一条 専利業務管理部門は調停請求書を受取った後、請求書の副本を郵送、直接送り届け又はその他の方式で被請求者に送達しなければならない、被請求</p>	<p>第二十三条 専利業務管理部門は調停請求書を受取った後、請求書の副本を郵送、直接送り届け又はその他の方式で被請求者に送達しなければならない、被請求</p>

<p>者が受取った日から15日以内に意見陳述書を提出するよう命じる。</p>	<p>者が受取った日から10日以内に意見陳述書を提出するよう命じる。</p>
<p>第二十二條 被請求者が意見陳述書を提出し、調停に同意する場合、専利業務管理部門は速やかに立件し、かつ請求者と被請求者に調停の時間と場所を通知しなければならない。</p> <p>被請求者が期限を超えても意見陳述書を提出せず、又は意見陳述書に調停を受入れないと表明した場合、専利業務管理部門は立件しないものとし、かつ請求者に通知する。</p>	<p>第二十四條 被請求者が意見陳述書を提出し、調停に同意する場合、専利業務管理部門は意見陳述書を受け取った日から5営業日以内に立件し、かつ請求者と被請求者に調停の時間と場所を通知しなければならない。</p> <p>被請求者が期限を超えても意見陳述書を提出せず、又は意見陳述書に調停を受入れないと表明した場合、専利業務管理部門は立件しないものとし、かつ請求者に通知する。</p>
<p>第二十三條 専利業務管理部門は専利紛争を調停するとき、関連組織又は個人に協力を頼むことができる。頼まれた組織又は個人は調停に協力しなければならない。</p>	<p>第二十五條 専利業務管理部門は専利紛争を調停するとき、関連組織又は個人に協力を頼むことができる。頼まれた組織又は個人は調停に協力しなければならない。</p>
<p>第二十四條 当事者が調停により合意した場合、専利業務管理部門は調停協議書を作成し、その公印を押す上、当事者双方に署名又は押印してもらう。合意しなかった場合、専利業務管理部門は案件を取消す方式で案件を終了させ、当事者双方に通知する。</p>	<p>第二十六條 当事者が調停により合意した場合、専利業務管理部門は調停協議書を作成し、その公印を押す上、当事者双方に署名又は押印してもらう。合意しなかった場合、専利業務管理部門は案件を取消す方式で案件を終了させ、当事者双方に通知する。</p>
<p>第二十五條 専利出願権又は専利権の帰属による紛争について調停を請求する場合、当事者は専利業務管理部門の受理通知書を持って、国家知識産権局に当該専利の出願又は専利権の関連手続の中止を請求することができる。</p> <p>調停により合意した場合、当事者は調停協議書を持って国家知識産権局に回復手続を申請しなければならない。合意しなかった場合、当事者は専利業務管理部門が発行した案件取消通知書を持って国家知識産権局に回復手続を申請しなければならない。中止を請求した日より満1年になって中止の延長を請求しない場合、国家知識産権局では自動的に関連手続を回復する。</p>	<p>第二十七條 専利出願権又は専利権の帰属による紛争について調停を請求する場合、当事者は専利業務管理部門の受理通知書を持って、国家知識産権局に当該専利の出願又は専利権の関連手続の中止を請求することができる。</p> <p>調停により合意した場合、当事者は調停協議書を持って国家知識産権局に回復手続を申請しなければならない。合意しなかった場合、当事者は専利業務管理部門が発行した案件取消通知書を持って国家知識産権局に回復手続を申請しなければならない。中止を請求した日より満1年になって中止の延長を請求しない場合、国家知識産権局では自動的に関連手続を回復する。</p>

<p>第四章 専利詐称行為の取締り</p> <p>第二十六条 専利業務管理部門は専利詐称嫌疑のある行為を発見、又は通報により発見した場合、速やかに立件し、2名又は2名以上の執行官を指定して調査を行わせなければならない。</p>	<p>第四章 専利詐称行為の取締り</p> <p>第二十八条 専利業務管理部門は専利詐称嫌疑のある行為を発見、又は通報、苦情申立てにより発見した場合、発見日から5営業日以内、又は通報、苦情申立てを受けた日から10営業日以内に立件し、2名又は2名以上の専利行政法執行官を指定して調査を行わせなければならない。</p>
<p>第二十七条 専利詐称行為の取締りは行為発生地の特許業務管理部門が管轄する。</p> <p>専利業務管理部門が管轄権について紛争が発生する場合、それら共通の上級人民政府の特許業務管理部門で管轄を決定する。共通の上級人民政府の特許業務管理部門がない場合、国家知識産権局で管轄を決定する。</p>	<p>第二十九条 専利詐称行為の取締りは行為発生地の特許業務管理部門が管轄する。</p> <p>専利業務管理部門が管轄権について紛争が発生する場合、それら共通の上級人民政府の特許業務管理部門で管轄を決定する。共通の上級人民政府の特許業務管理部門がない場合、国家知識産権局で管轄を決定する。</p>
<p>第二十八条 専利業務管理部門は専利詐称嫌疑のある製品を封印、押収する場合、その責任者の許可を得なければならない。封印、押収を実施するとき、当事者に関連の通知書を提示しなければならない。</p> <p>専利業務管理部門が専利詐称嫌疑のある製品を封印、押収するとき、その場で在庫品を調べて、記録書とリストを作成して、当事者と案件執行官により署名、又は押印されなければならない。当事者が署名又は押印を拒否した場合、案件執行官は記録書にその状況を明記する。リストは当事者に1部渡さなければならない。</p>	<p>第三十条 専利業務管理部門は専利詐称嫌疑のある製品を封印、押収する場合、その責任者の許可を得なければならない。封印、押収を実施するとき、当事者に関連の通知書を提示しなければならない。</p> <p>専利業務管理部門が専利詐称嫌疑のある製品を封印、押収するとき、その場で在庫品を調べて、記録書とリストを作成して、当事者と専利行政法執行官により署名、又は押印されなければならない。当事者が署名又は押印を拒否した場合、専利行政法執行官は記録書にその状況を明記する。リストは当事者に1部渡さなければならない。</p>
<p>第二十九条 案件の調査が終了した後、専利業務管理部門の責任者の許可を得る上、案件の状況によりそれぞれ以下のように処理される。</p> <p>(一) 専利詐称行為が成立し、処罰を与えるべき場合、法により行政処罰を与える。</p> <p>(二) 専利詐称行為が軽微で、かつ直ち</p>	<p>第三十一条 案件の調査が終了した後、専利業務管理部門の責任者の許可を得る上、案件の状況によりそれぞれ以下のように処理される。</p> <p>(一) 専利詐称行為が成立し、処罰を与えるべき場合、法により行政処罰を与える。</p> <p>(二) 専利詐称行為が軽微で、かつ直ち</p>

<p>に是正した場合、処罰を免ずる。</p> <p>(三) 専利詐称行為が成立しない場合、法により案件を撤回する。</p> <p>(四) 犯罪嫌疑に係わる場合、法により公安機関に移送する。</p>	<p>に是正した場合、処罰を免ずる。</p> <p>(三) 専利詐称行為が成立しない場合、法により案件を撤回する。</p> <p>(四) 犯罪嫌疑に係わる場合、法により公安機関に移送する。</p>
<p>第三十条 専利業務管理部門は行政処罰決定を出す前に、当事者に処罰決定を出す事実、理由と根拠を告知し、かつ法により享有できる権利を告知しなければならない。</p> <p>専利業務管理部門はより高額の罰金を処する決定を出す前に、公聴会の開催を要求する権利があることを当事者に告知しなければならない。当事者が公聴会開催を要求する場合、法により公聴会を組織しなければならない。</p>	<p>第三十二条 専利業務管理部門は行政処罰決定を出す前に、当事者に処罰決定を出す事実、理由と根拠を告知し、かつ法により享有できる権利を告知しなければならない。</p> <p>専利業務管理部門はより高額の罰金を処する決定を出す前に、公聴会の開催を要求する権利があることを当事者に告知しなければならない。当事者が公聴会開催を要求する場合、法により公聴会を組織しなければならない。</p>
<p>第三十一条 当事者は陳述と弁明の権利を有する。専利業務管理部門は当事者が弁明したことによりその行政処罰を重くしてはならない。</p> <p>専利業務管理部門は当事者が提出した事実、理由と証拠を確認しなければならない。当事者が提出した事実や理由が成立する場合、専利業務管理部門はそれを採用しなければならない。</p>	<p>第三十三条 当事者は陳述と弁明の権利を有する。専利業務管理部門は当事者が弁明したことによりその行政処罰を重くしてはならない。</p> <p>専利業務管理部門は当事者が提出した事実、理由と証拠を確認しなければならない。当事者が提出した事実や理由が成立する場合、専利業務管理部門はそれを採用しなければならない。</p>
<p>第三十二条 情状複雑、又は重大な違法行為に対してより厳しい行政処罰を与える場合、専利業務管理部門の責任者達が集団で検討した上、決定しなければならない。</p>	<p>第三十四条 情状複雑、又は重大な違法行為に対してより厳しい行政処罰を与える場合、専利業務管理部門の責任者達が集団で検討した上、決定しなければならない。</p>
<p>第三十三条 調査により専利詐称行為が成立し、処罰を与えるべき場合、専利業務管理部門は以下の内容を記載した処罰決定書を作成しなければならない。</p> <p>(一) 当事者の氏名又は名称、住所。</p> <p>(二) 専利詐称行為の成立を認定する証拠、理由と根拠。</p> <p>(三) 処罰の内容及び履行方式。</p> <p>(四) 処理決定を不服として行政複議申</p>	<p>第三十五条 調査により専利詐称行為が成立し、処罰を与えるべき場合、専利業務管理部門は以下の内容を記載した処罰決定書を作成しなければならない。</p> <p>(一) 当事者の氏名又は名称、住所。</p> <p>(二) 専利詐称行為の成立を認定する証拠、理由と根拠。</p> <p>(三) 処罰の内容及び履行方式。</p> <p>(四) 処理決定を不服として行政複議申</p>

<p>請と行政訴訟提起のルートと期限。</p> <p>処理決定書には専利業務管理部門の公印を押さなければならない。</p>	<p>請と行政訴訟提起のルートと期限。</p> <p>処理決定書には専利業務管理部門の公印を押さなければならない。</p>
<p>第三十四条 専利業務管理部門が専利詐称案件を取り締まるとき、立件日より1ヶ月以内に、案件に結末をつけなければならない。案件が特に複雑で期間を延長する必要がある場合、専利業務管理部門の責任者の承認を得なければならない。承認を経て延長された期間は、15日間を超えないものとする。</p> <p>案件の処理過程における公聴、公告等の時間は前項に記載された案件の処理期間に算入しない。</p>	<p>第三十六条 専利業務管理部門が専利詐称案件を取り締まるとき、立件日より1ヶ月以内に、案件に結末をつけなければならない。案件が特に複雑で期間を延長する必要がある場合、専利業務管理部門の責任者の承認を得なければならない。承認を経て延長された期間は、15日間を超えないものとする。</p> <p>案件の処理過程における公聴、公告等の時間は前項に記載された案件の処理期間に算入しない。</p>
<p>第五章 調査・証拠収集</p> <p>第三十五条 専利権侵害紛争の処理に当たって、当事者は客観的な原因により自らの力で一部の証拠を収集できない場合、書面により専利業務管理部門に調査・証拠を集めることを請求することができる。専利業務管理部門は実情に基づいて関連証拠を調査、収集するかどうかを決定する。</p> <p>専利権侵害紛争の処理と専利詐称行為の取締りに当たって、専利業務管理部門は必要に応じて職権により関連証拠を調査、収集することができる。</p> <p>執行官は関連証拠を調査、収集する時、当事者又は関係者に行政法執行証書を提示しなければならない。当事者と関係者は協力して、事実通りに事情を報告しなければならない。拒否や妨害をしてはならない。</p>	<p>第五章 調査・証拠収集</p> <p>第三十七条 専利権侵害紛争の処理に当たって、当事者は客観的な原因により自らの力で一部の証拠を収集できない場合、書面により専利業務管理部門に調査・証拠を集めることを請求することができる。専利業務管理部門は実情に基づいて関連証拠を調査、収集するかどうかを決定する。</p> <p>専利権侵害紛争の処理と専利詐称行為の取締りに当たって、専利業務管理部門は必要に応じて職権により関連証拠を調査、収集することができる。</p> <p>専利行政法執行官は関連証拠を調査、収集する時、当事者又は関係者に行政法執行証書を提示しなければならない。当事者と関係者は協力して、事実通りに事情を報告しなければならない。拒否や妨害をしてはならない。</p>

<p>第三十六条 専利業務管理部門は証拠を調査、収集するとき、案件と関連のある契約や帳簿等の関連文書を閲覧、複製することができる。当事者と証人に事情をヒヤリングできる。測量や写真撮影、映像撮影等の方法で実地調査を行うことができる。製造方法に関する専利権侵害嫌疑がある場合、専利業務管理部門は被調査者に現場実演を命じることができる。</p> <p>専利業務管理部門は証拠を調査、収集するとき、記録書を作成しなければならない。記録書は執行官、被調査組織又は個人により署名又は押印されなければならない。被調査組織又は個人は署名又は押印を拒否した場合、執行官が記録書にその状況を明記する。</p>	<p>第三十八条 専利業務管理部門は証拠を調査、収集するとき、案件と関連のある契約や帳簿等の関連文書を閲覧、複製することができる。当事者と証人に事情をヒヤリングできる。測量や写真撮影、映像撮影等の方法で実地調査を行うことができる。製造方法に関する専利権侵害嫌疑がある場合、専利業務管理部門は被調査者に現場実演を命じることができる。</p> <p>専利業務管理部門は証拠を調査、収集するとき、記録書を作成しなければならない。記録書は専利行政法執行官、被調査組織又は個人により署名又は押印されなければならない。被調査組織又は個人は署名又は押印を拒否した場合、専利行政法執行官が記録書にその状況を明記する。</p>
<p>第三十七条 専利業務管理部門が証拠を調査、収集するとき、サンプリング法を採用することができる。</p> <p>製品の専利に係わる場合、権利侵害の嫌疑がある製品から一部を抽出してサンプルとすることができる。方法の専利に係わる場合、当該方法に基づいて直接に獲得した嫌疑のある製品から一部を抽出してサンプルとすることができる。抽出されたサンプル数は事実を証明できる量を限度とする。</p> <p>専利業務管理部門はサンプリングにより調査・証拠を集めるとき、抽出されたサンプルの名称、特徴、数量及び保管場所を記載した記録書とリストを作成しなければならない。かつ執行官、被調査組織又は個人により署名又は押印されなければならない。被調査組織又は個人が署名又は押印を拒否した場合、執行官が記録書にその状況を明記する。リストは被調査者に1部渡すものとする。</p>	<p>第三十九条 専利業務管理部門が証拠を調査、収集するとき、サンプリング法を採用することができる。</p> <p>製品の専利に係わる場合、権利侵害の嫌疑がある製品から一部を抽出してサンプルとすることができる。方法の専利に係わる場合、当該方法に基づいて直接に獲得した嫌疑のある製品から一部を抽出してサンプルとすることができる。抽出されたサンプル数は事実を証明できる量を限度とする。</p> <p>専利業務管理部門はサンプリングにより調査・証拠を集めるとき、抽出されたサンプルの名称、特徴、数量及び保管場所を記載した記録書とリストを作成しなければならない。かつ専利行政法執行官、被調査組織又は個人により署名又は押印されなければならない。被調査組織又は個人が署名又は押印を拒否した場合、専利行政法執行官が記録書にその状況を明記する。リストは被調査者に1部渡すものとする。</p>

<p>第三十八条 証拠が消滅する可能性があり、又は今後取得するのが難しくなり、かつサンプリング法により調査・証拠を集めることができない場合、専利業務管理部門は登記・保存し、かつ7日以内に決定を出すようにすることができる。</p> <p>登記・保存された証拠については、被調査組織又は個人は廃棄又は転移してはならない。</p> <p>専利業務管理部門が登記・保存するとき、登記・保存された証拠の名称、特徴、数量及び保存場所を記載した記録書とリストを作成しなければならず、かつ執行官、被調査組織又は個人により署名又は押印されなければならない。被調査組織又は個人が署名又は押印を拒否した場合、執行官が記録書にその状況を明記する。リストは被調査者に1部渡すものとする。</p>	<p>第四十条 証拠が消滅する可能性があり、又は今後取得するのが難しくなり、かつサンプリング法により調査・証拠を集めることができない場合、専利業務管理部門は登記・保存し、かつ7日以内に決定を出すようにすることができる。</p> <p>登記・保存された証拠については、被調査組織又は個人は廃棄又は転移してはならない。</p> <p>専利業務管理部門が登記・保存するとき、登記・保存された証拠の名称、特徴、数量及び保存場所を記載した記録書とリストを作成しなければならず、かつ専利行政法執行官、被調査組織又は個人により署名又は押印されなければならない。被調査組織又は個人が署名又は押印を拒否した場合、専利行政法執行官が記録書にその状況を明記する。リストは被調査者に1部渡すものとする。</p>
<p>第三十九条 専利業務管理部門が他の専利業務管理部門に証拠の調査、収集の協力を委託する必要がある場合、明確な要求を提出しなければならない。委託を受けた部門は速やかに、真剣に証拠の調査、収集に協力し、かつなるべく早く回答しなければならない。</p>	<p>第四十一条 専利業務管理部門が他の専利業務管理部門に証拠の調査、収集の協力を委託する必要がある場合、明確な要求を提出しなければならない。委託を受けた部門は速やかに、真剣に証拠の調査、収集に協力し、かつなるべく早く回答しなければならない。</p>
<p>第四十条 税関が差押えられた権利侵害の嫌疑がある貨物に対し調査を行い、専利業務管理部門に協力を求める場合、専利業務管理部門は法により協力しなければならない。</p> <p>専利業務管理部門は輸出入貨物の専利に係わる案件を処理するとき、税関に協力を求めることができる。</p>	<p>第四十二条 税関が差押えられた権利侵害の嫌疑がある貨物に対し調査を行い、専利業務管理部門に協力を求める場合、専利業務管理部門は法により協力しなければならない。</p> <p>専利業務管理部門は輸出入貨物の専利に係わる案件を処理するとき、税関に協力を求めることができる。</p>

第六章 法的責任

第四十一条 専利業務管理部門は専利権侵害行為が成立すると認定し、処理決定を下し、権利侵害者に侵害行為の即時停止を命じた場合、侵害行為を制止するため以下の措置を取らなければならない。

(一) 権利侵害者が専利権侵害製品を製造した場合、それに対して即時に製造行為を停止し、権利侵害製品の製造に使用された専用設備、鋳型を廃棄するよう命じる上、まだ売り出されていない権利侵害製品の販売、使用、又は如何なるその他の形式による市場への投入を一切禁止する。権利侵害製品の保存が難しい場合、権利侵害者に当該製品の廃棄を命じる。

(二) 権利侵害者が専利権者の許諾を得ずに専利方法を使用した場合、権利侵害者に対して即時に使用行為を停止し、専利方法を実施した専用設備、鋳型を廃棄するよう命じる上、専利方法に基づいて直接に獲得した、まだ売り出されていない権利侵害製品の販売、使用又は如何なるその他の形式による市場への投入を一切禁止する。権利侵害製品の保存が難しい場合、権利侵害者に当該製品の廃棄を命じる。

(三) 権利侵害者が専利権侵害製品又は専利方法に基づいて直接に獲得した侵害製品を販売した場合、それに対して即時に販売行為を停止するよう命じる上、まだ売り出されていない権利侵害製品の使用、又は如何なるその他の形式による市場への投入を一切禁止する。まだ売り出されていない権利侵害製品の保存が難しい場合、権利侵害者に当該製品の廃棄を命じる。

(四) 権利侵害者が専利権侵害製品又は専利方法に基づいて直接に獲得した権利侵害製品の販売を許諾している場合、それに対して即時に販売許諾行為を停止し、影響を取り除くよう命じる上、如何なる実際の販売行為の実施を禁止する。

第六章 法的責任

第四十三条 専利業務管理部門は専利権侵害行為が成立すると認定し、処理決定を下し、権利侵害者に侵害行為の即時停止を命じた場合、侵害行為を制止するため以下の措置を取らなければならない。

(一) 権利侵害者が専利権侵害製品を製造した場合、それに対して即時に製造行為を停止し、権利侵害製品の製造に使用された専用設備、鋳型を廃棄するよう命じる上、まだ売り出されていない権利侵害製品の販売、使用、又は如何なるその他の形式による市場への投入を一切禁止する。権利侵害製品の保存が難しい場合、権利侵害者に当該製品の廃棄を命じる。

(二) 権利侵害者が専利権者の許諾を得ずに専利方法を使用した場合、権利侵害者に対して即時に使用行為を停止し、専利方法を実施した専用設備、鋳型を廃棄するよう命じる上、専利方法に基づいて直接に獲得した、まだ売り出されていない権利侵害製品の販売、使用又は如何なるその他の形式による市場への投入を一切禁止する。権利侵害製品の保存が難しい場合、権利侵害者に当該製品の廃棄を命じる。

(三) 権利侵害者が専利権侵害製品又は専利方法に基づいて直接に獲得した侵害製品を販売した場合、それに対して即時に販売行為を停止するよう命じる上、まだ売り出されていない権利侵害製品の使用、又は如何なるその他の形式による市場への投入を一切禁止する。まだ売り出されていない権利侵害製品の保存が難しい場合、権利侵害者に当該製品の廃棄を命じる。

(四) 権利侵害者が専利権侵害製品又は専利方法に基づいて直接に獲得した権利侵害製品の販売を許諾している場合、それに対して即時に販売許諾行為を停止し、影響を取り除くよう命じる上、如何なる実際の販売行為の実施を禁止する。

<p>(五) 権利侵害者が専利権侵害製品又は専利方法に基づいて直接に獲得した権利侵害製品を輸入した場合、権利侵害者に対して即時に輸入行為を停止するよう命じる。権利侵害製品が既に入国した場合、当該侵害製品の販売、使用又は如何なるその他の形式による市場への投入を禁止する。権利侵害製品の保存が難しい場合、権利侵害者に当該製品の廃棄を命じる。権利侵害製品がまだ入国していない場合、処理決定を関連の税関に通知することができる。</p> <p>(六) 権利侵害行為を停止するためのその他の必要な措置。</p>	<p>(五) 権利侵害者が専利権侵害製品又は専利方法に基づいて直接に獲得した権利侵害製品を輸入した場合、権利侵害者に対して即時に輸入行為を停止するよう命じる。権利侵害製品が既に入国した場合、当該侵害製品の販売、使用又は如何なるその他の形式による市場への投入を禁止する。権利侵害製品の保存が難しい場合、権利侵害者に当該製品の廃棄を命じる。権利侵害製品がまだ入国していない場合、処理決定を関連の税関に通知することができる。</p> <p>(六) 電子商取引プラットフォームに、権利侵害の疑いがある商品の関連ウェブサイトについて削除又は遮断などの措置をとるよう通知する。</p> <p>(七) 権利侵害行為を停止するためのその他の必要な措置。</p>
<p>第四十二条 専利業務管理部門は、専利権侵害行為の成立を認定する上権利侵害者に即時に権利侵害行為を停止することを命じる処理決定を出した後、被請求者が人民法院に行政訴訟を提起した場合、訴訟係属中には決定の執行は中止しない。</p> <p>権利侵害者が、専利業務管理部門の出した権利侵害行為の成立を認定した処理決定に対して、期限を超えても提訴しないが権利侵害行為を停止しない場合、専利業務管理部門は人民法院に強制執行を申請することができる。</p>	<p>第四十四条 専利業務管理部門は、専利権侵害行為の成立を認定する上権利侵害者に即時に権利侵害行為を停止することを命じる処理決定を出した後、被請求者が人民法院に行政訴訟を提起した場合、訴訟係属中には決定の執行は中止しない。</p> <p>権利侵害者が、専利業務管理部門の出した権利侵害行為の成立を認定した処理決定に対して、期限を超えても提訴しないが権利侵害行為を停止しない場合、専利業務管理部門は人民法院に強制執行を申請することができる。</p>
<p>第四十三条 専利業務管理部門は専利詐称行為が成立すると認定した場合、行</p>	<p>第四十五条 専利業務管理部門は専利詐称行為が成立すると認定した場合、行</p>

<p>為者に以下の是正措置をとるよう命じなければならない。</p> <p>(一) 専利権を取得していない製品又はその包装に専利マークを表示する、専利権が無効と宣告された後又は専利権終了後にもかかわらず引き続き製品又はその包装に専利マークを表示する、又は許諾を得ずに製品又は製品包装に他人の専利番号を表示する場合、即時に表示行為を停止し、まだ売り出されていない製品又はその包装にある専利マークを取除く。製品上の専利マークを取除くことが難しい場合、当該製品又は包装を廃棄する。</p> <p>(二) 第(一)号に記載された製品を販売する場合、即時に販売行為を停止する。</p> <p>(三) 製品取扱書等の資料に専利権を取得していない技術又は設計を専利技術又は専利設計と、専利出願を専利と称し、又は許諾を得ずに他人の専利番号を使用して、係わる技術又は設計を他人の専利技術又は専利設計だと公衆に誤認させる場合、当該資料の配りを即時に停止、まだ外部に出していない資料を廃棄し、かつ影響を取除く。</p> <p>(四) 専利証書、専利文書又は専利出願文書を偽造又は変造する場合、即時に偽造又は変造行為を停止し、偽造又は変造した専利証書、専利文書又は専利出願文書を廃棄し、かつ影響を取除く。</p> <p>(五) その他の必要な是正措置。</p>	<p>為者に以下の是正措置をとるよう命じなければならない。</p> <p>(一) 専利権を取得していない製品又はその包装に専利マークを表示する、専利権が無効と宣告された後又は専利権終了後にもかかわらず引き続き製品又はその包装に専利マークを表示する、又は許諾を得ずに製品又は製品包装に他人の専利番号を表示する場合、即時に表示行為を停止し、まだ売り出されていない製品又はその包装にある専利マークを取除く。製品上の専利マークを取除くことが難しい場合、当該製品又は包装を廃棄する。</p> <p>(二) 第(一)号に記載された製品を販売する場合、即時に販売行為を停止する。</p> <p>(三) 製品取扱書等の資料に専利権を取得していない技術又は設計を専利技術又は専利設計と、専利出願を専利と称し、又は許諾を得ずに他人の専利番号を使用して、係わる技術又は設計を他人の専利技術又は専利設計だと公衆に誤認させる場合、当該資料の配りを即時に停止、まだ外部に出していない資料を廃棄し、かつ影響を取除く。</p> <p>(四) 専利証書、専利文書又は専利出願文書を偽造又は変造する場合、即時に偽造又は変造行為を停止し、偽造又は変造した専利証書、専利文書又は専利出願文書を廃棄し、かつ影響を取除く。</p> <p>(五) 電子商取引プラットフォームに、専利詐称の疑いがある関連ウェブサイトについて削除又は遮断などの措置をとるよう通知する。</p> <p>(六) その他の必要な是正措置。</p>
<p>第四十四条 専利業務管理部門が専利詐称行為の成立を認定し、処罰決定を出した場合には、その旨を公告しなければならない。</p>	<p>第四十六条 専利業務管理部門は、専利権侵害行為の成立を認定し、かつ、侵害者に直ちに権利侵害行為を差し止めるよう命じる決定を下した場合、又は専利詐称行為の成立を認定し、かつ、処罰決定を下した場合には、速やかにその旨を公開し、必要条件が備わっていればインターネットなどのルートを通じて速やかに法執行情報を公表しなければならない</p>

	い。
<p>第四十五条 専利業務管理部門が専利詐称行為を成立すると認定した場合、以下の方法により行為者の違法所得を算定することができる。</p> <p>(一) 他人の専利を詐称する製品を販売する場合、製品の販売価格に販売数量を乗じて算定した金額を違法所得とする。</p> <p>(二) 他人の専利を詐称した契約を締結する場合、取得した費用を違法所得とする。</p>	<p>第四十七条 専利業務管理部門が専利詐称行為を成立すると認定した場合、以下の方法により行為者の違法所得を算定することができる。</p> <p>(一) 他人の専利を詐称する製品を販売する場合、製品の販売価格に販売数量を乗じて算定した金額を違法所得とする。</p> <p>(二) 他人の専利を詐称した契約を締結する場合、取得した費用を違法所得とする。</p>
<p>第四十六条 専利業務管理部門が処罰決定を出した後、当事者が行政複議を申立て、又は人民法院に行政訴訟を提起する場合、行政複議中又は訴訟係属中には決定の執行は停止しない。</p>	<p>第四十八条 専利業務管理部門が処罰決定を出した後、当事者が行政複議を申立て、又は人民法院に行政訴訟を提起する場合、行政複議中又は訴訟係属中には決定の執行は停止しない。</p>
<p>第四十七条 専利詐称行為の行為者は処罰決定書を受取った日から 15 日以内に、指定された銀行へ処罰決定書に明記された罰金を納付しなければならない。期限を超えても納付しない場合、1 日に当たって罰金の 3%を増やす。</p>	<p>第四十九条 専利詐称行為の行為者は処罰決定書を受取った日から 15 日以内に、指定された銀行へ処罰決定書に明記された罰金を納付しなければならない。期限を超えても納付しない場合、1 日に当たって罰金の 3%を増やす。</p>
<p>第四十八条 専利業務管理部門が法により公務を執行することを拒絶、妨害する場合、公安機関より「中華人民共和國治安管理処罰法」の規定に基づいて処罰を与える。情状が深刻で犯罪を構成している場合、司法機関より法により刑事責任を追及する。</p>	<p>第五十条 専利業務管理部門が法により公務を執行することを拒絶、妨害する場合、公安機関より「中華人民共和國治安管理処罰法」の規定に基づいて処罰を与える。情状が深刻で犯罪を構成している場合、司法機関より法により刑事責任を追及する。</p>
<p>第七章 附 則</p> <p>第四十九条 専利業務管理部門は郵送、直接送り届け、留置送達、公告送達又はその他の方式により関連の法律文書と資料を送達することができる。</p>	<p>第七章 附 則</p> <p>第五十一条 専利業務管理部門は郵送、直接送り届け、留置送達、公告送達又はその他の方式により関連の法律文書と資料を送達することができる。</p>
<p>第五十条 本弁法は国家知識産権局により解釈される。</p>	<p>第五十二条 本弁法は国家知識産権局により解釈される。</p>
<p>第五十一条 本弁法は 2011 年 2 月 1 日より施行する。2001 年 12 月 17 日に国家知識産権局令第 19 号にて発布した「専利行政法執行弁法」は同時に廃止する。</p>	<p>第五十三条 本弁法は 2011 年 2 月 1 日より施行する。2001 年 12 月 17 日に国家知識産権局令第 19 号にて発布した「専利行政法執行弁法」は同時に廃止する。</p>

